

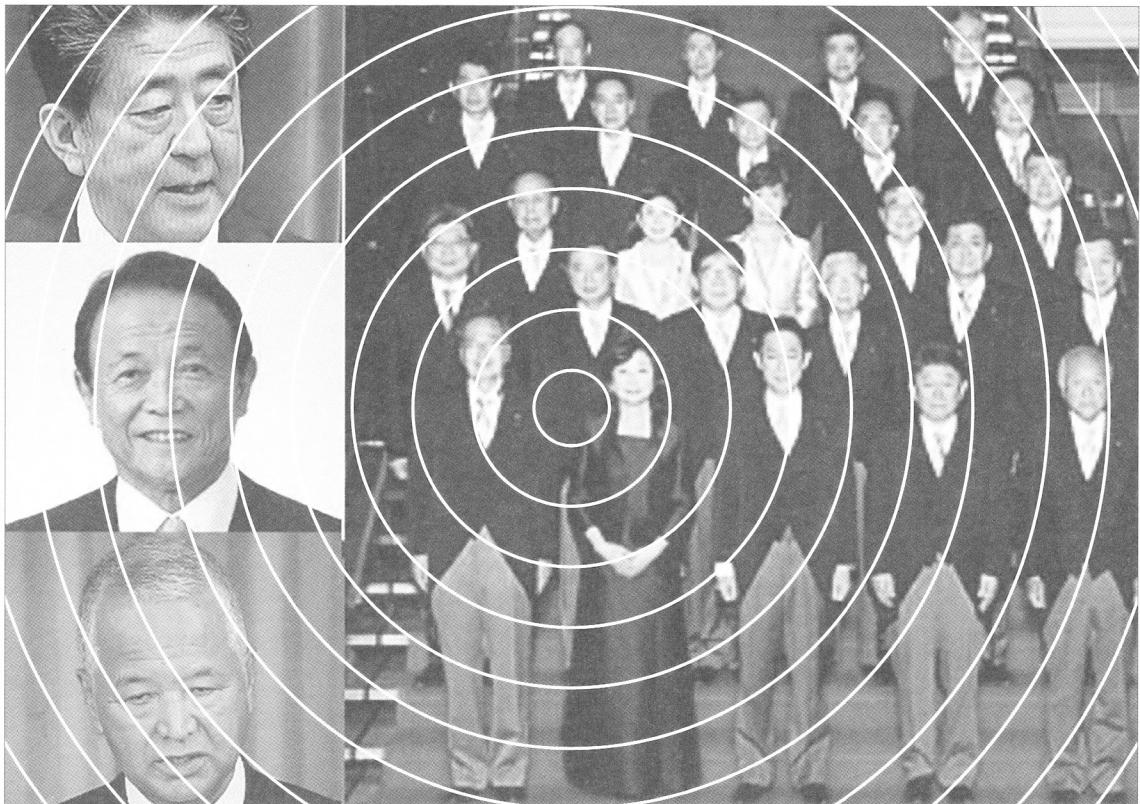
反戦情報

2021・10・15 No.445

2001年2月9日第3種郵便物認可 第445号

2021年10月15日発行（毎月1回15日発行）

岸田新政権、背景に「立憲政治破壊の3A」



（左上から）字型に 安倍・麻生元首相、甘利・自民党新幹事長、岸田新内閣

〈巻頭言〉	
「ご祝儀相場」が50%以下一日論見狂う岸田新内閣	2
〔蕉〕岸田新政権で何が変わらるのか 山崎 光男	3
〔島〕岸田新内閣と「真珠湾解散」 今宮 憲一	4
〈海外事情〉	
アフガニスタンで何が？（1）	
【2002～2006回想】 谷山 博史	5
〈土地規制法問題〉	
戦争準備と住民監視～「土地規制法」の廃止を求める（2） 仲松 正人	10
（沖縄報告）	
岸田内閣は埋立工事中止し県と協議を！ 一辺野古新基地計画はすでに破綻一 沖本 裕司	14
〈歴史〉	
トランプ米政権、対日原爆使用の謎（1） 哲野 イサク	20
〈映画の世界226〉	
『チスル』 鈴木 右文	23

『朝日』45%、『毎日』49%——
発足直後の岸田新内閣の支持率が
これだ（ちなみに、自民に近い『読
売』が56%、『日経』が59%）。

見方によつては、末期に3割前
後に落ち込んでいた菅内閣の支持
率よりは、「大幅に回復した」と言
えなくはないが、新内閣発足時の
数字としては、2001年の小泉
純一郎以降、10人の首相のなかで
下から2番目、最低だった麻生太
郎より少しマシ程度だ。



新首相に選出された岸田文雄氏

ふつう交代した直後の新内閣は
「ご祝儀相場」といつて、どのよ
うな内閣でもある程度は下駄をは
かせてもらうものだが、この内閣
は違つた。自民党関係者からは、
負け惜しみも含めて「期待よりは
低かつたが、これぐらいがちよう

口ナ対応」さえ間違わなければ、
東京五輪（オリ・パラ）で国民世
論をときつけてその勢いで政権を
浮揚させ、国民の信を問えば、自
公政権の勝利は間違ひなく、総裁
選なしで自分が再選される——、
そのような計算だつた。しかし、
緊急事態宣言の最中に強行した東
京オリ・パラで感染拡大の火に油
を注ぎ、医療崩壊が現実化して「自
宅療養」という名の「治療放棄」

どいい」との声もきかれた。当初、
岸田首相が目論んでいたのは、「ご
祝儀相場」が効いている間に解散・
総選挙に打つて出て、その勢いで
衆院選に勝利する——とのシナリ
オだつたようだが、スタートから
躓いたかたちだ。

国民のこうした評価を、当人た
ちは、どうみているのか？ 少し
ふりかえつてみる。

昨秋発足した当初、菅政権は「コ
後でうごめき、二階幹事長（当時）
相や甘利氏（3A）らの黒幕が背
け替えを急ぎ、未だに党内大派閥
に影響力を残す安倍・麻生両元首
の蠢動を封じ込め、菅首相（同）
の総裁選出馬を断念させ、石破元

や「トリアージ（命の選別）」さ
え引き起こして広範な国民から非
難がまき起こつたのだつた。

危機感を強めた自民党は「菅で
は総選挙を戦えない」と看板の架
け替えを急ぎ、未だに党内大派閥
に影響力を残す安倍・麻生両元首
の蠢動を封じ込め、菅首相（同）
の総裁選出馬を断念させ、石破元

宰が、国民世論を甘く見ぐびり
すぎたせいだろう。

安倍晋三が2012年暮れに第

二次政権を発足させ、憲政史上最
長の首相在任記録を残したあと、
コロナ対策の失敗で再び政権を投
げ出す昨年夏まで、この内閣ほど、
立憲政治を軽視し破壊しつくした

内閣はなかつただろう。集団的自

衛権の部分的行使容認をはじめ、
憲法政治を踏みにじる振舞いは数

えきせず、最後には「モリ・カケ・
サクラ」事件を引き起こして政治
の私物化に拍車をかけ、自らと政
治家や官僚のモラルハザードを引

き起こして平然と居座る姿を、国
民はどうほど苦々しく見つめ続け

てきたことか。これら「3A」が
新内閣を壊滅している姿が見えな
いとも思つてゐるのだろうか？

「安倍・菅政治と決別せよ」と
いう世論が半数以上を占めている
現実を、甘く見てはいけない。

岸田新首相は、このことを肝に
銘じるべきだろう。（編集部N）

〈巻頭 言論〉 「ご祝儀相場」が50%以下 ——自論見狂う岸田新内閣

幹事長ら反安倍グループも抑え込
んだうえで、河野・岸田・高市・
野田の4氏による総裁選へとなだ
れ込まれたのだった。

連日、連夜、TV番組は総裁選
一色に染まり、国民的関心を一手
に引き寄せたかに見えたのもつか
の間、結局、「祭りのあと」残つ
たのが、新内閣の支持率の異常な
低さだつたのだ。

なぜこのような結果になつたの

岸田新政権で何が変わるのか

山崎光男

菅政権は9月30日、半年ぶりに緊急事態宣言とまん延防止等重点措置を全面解除した。「社会経済活動の正常化が見えてきた」と、最後に楽観論をふりまいて退場した。国民党から見放されただけでなく、自民党議員から引きずり降ろされた退場だ。

自己の安泰だけを願う自民党代議士どもは、菅が10月末にやつてくる衆院選の顔では大敗すると危惧したあげく、表紙を岸田に替えれば3ヶ月はつづくといわれる「ご祝儀」で選挙は勝てると踏んだ。国民もなめられたものだが、権力維持のためなら何といわれようと「勝てば官軍」というわけだ。いつたい岸田新政権で何が変わらるのだろうか。

「新しい日本型資本主義」をめざすという。20年続いてきた小泉、安倍政権の新自由主義的な政策の修正を掲げ、中間層への分配を手厚くすると。だが、アベノミクスを評価し、3本柱となる、大規模な金融緩和、

財政出動、成長戦略を継続するといふ。そのうえ、自民党的幹事長に起用した甘利は、麻生とともに安倍政権の屋台骨を支えた一人だ。麻生も副総裁、安倍のお気に入りの高市を政策立案の政調会長とした。

岸田政権の岸田を除く大臣20人のうち11人は、総裁選で岸田を支援した最大派閥の細田派、第2派閥の麻生派、第3派閥の旧竹下派が占め、「論功行賞」と一目でわかる。世襲世代の大臣が相変わらず多い。これまでと同様、派閥均衡、大臣在庫一掃セールといえる。若手と女性登用といつても主要大臣ではなく、人気取りにすぎない。

靖国神社参拝については岸田自身の参拝は明言を避けつつ、必要だという。夫婦別姓はあいまいなまま、閣僚の顔ぶれから見れば反対だろう。憲法改悪には意欲的だ。森友・加計学園、桜を見る会などの疑惑に関する

再調査は無視、地元広島での河井元法相夫妻に自民党から渡った1億5千万円の再調査も否定。日本学術会議会員の任命拒否も正さないだろう。

原発・エネルギーについては、岸田首相は「再生可能エネルギー一本打法では電力の安定供給が確保できない」「原発再稼働を進めていく」と再生エネには消極的である。ヨーロッパ諸国、中国など世界の趨勢がまさに多様な再生エネ資源を相互補完的に活用するなかで、いまだ一本打法と時代錯誤の認識である。

東証の日経平均株価は10月4日の

岸田新政権発足に対し下落、市場関係者からは「閣僚の顔ぶれには派閥重視の姿勢が見られ、海外投資家からの政治変革への期待は剥げ落ちた」との指摘もあり、嵐の中の船出となる（北海道新聞10月4日付）。

安倍側近である萩生田経済産業相も原発再稼働に積極的である。甘利幹事長は、2008年4月、当時の経産相として青森県・大間原発の設置許可を出した。大間原発設置に反対する函館市民にとつて甘利は許せぬ政治家だ。被爆地広島が地元の岸田元公務員）

は、昨年出版した自著「核兵器のない世界へ」のなかで、「核燃料サイクルの先行きは不透明感が拭えず、余剰ブルトニウムの削減に努めていくことが最優先課題」と書きながら、自民党の総裁選では「核燃料サイクルを維持すべきだ」と（北海道新聞、10月5日付）。

岸田新内閣と「真珠湾解散」

今宮憲一

お祭り騒ぎ（というよりマスコミが勝手に祭りにした）の自民党総裁選も終わり、記念すべき第100代目内閣の発足となつた。しかしそれは、史上最短命内閣となることを宿命づけられているらしい。岸田文雄

新首相は早速衆院を解散し、10月末に総選挙を行う。来月早々にはまた新内閣発足の運びになつて、東久邇宮内閣の54日という記録を更新する。ところで、総裁選には思わず利得もあつた。河野太郎や小泉進次郎たちが実は党内でも嫌われ者で、人気者だという評判はメディアが作り上げた虚像に過ぎなかつたことが明らかになつたのだ。河野は人間的に問題があり、発言に信用もおけないホラ吹きだつた。この男に脱原発という国民的要要求を託すことなどできない。進次郎はやはり無能な軽薄者だつたし、軍事オタクの石破茂にいたつてはもとより虚像の人気すらない。高市早苗はサナエノミクスをぶち上

げたがサエナイと揶揄され、経済音痴のファシストに過ぎないことが一層露わになつた。野田聖子はリベラルな装いだが、当然そういうのは自民党内では評判が良くない。

岸田が総裁選で圧勝できたのは派閥力学、他候補の拙劣さといった要因が大きいが、日本経済の状況に対する危機感が効いているという見方もある。彼の言う「新しい資本主義」が何を指すのか不明瞭だが、宏池会出身ということもあり、おおよそ「分配」重視の新ケインズ主義的な政策のことだと捉えられている。

つまり、この20年間の新自由主義的な経済政策が話にならないところまで来ているということなのだ。この点は注視すべきだ。アベノミクスといふもの自体、すでに新自由主義というよりは縁故主義＝クローニー資本主義というべきものだつた。「新しい」と言いつつ、その焼き直しに

側近という立ち位置があつてこそ果た委員長は確かにウケた。だが甘利明幹事長には度胆を抜かれた。世渡り上手だ。金を受け取る側から配る側に回るとはシャレしている。新閣僚にはこいつは誰だというのがズラリと並ぶ。確かに斬新だ（来月またお会いできるか？）。だがここでは防衛相と経済産業相に注目しよう。健

康不安が取り沙汰された岸信夫は防

衛相に留任した。今、彼の選挙区に

ある米軍岩国基地では、空母化に向

け改修中の海上自衛隊「いづも」に

よるステルス戦闘機F-35Bの運用訓

練が行われている。「いづも」には我

が国防衛のための任務などない。F

35Bは垂直離着機機能を備えた米海

兵隊特注機である。これを自衛隊が

保有すること自体問題だが、「いづも」

に米海兵隊機が乗り米軍指揮下で米

日共同作戦を実施すると、海兵隊の

任務は越境上陸作戦、戦争の火付

け役だから、敵基地攻撃などの比で

はない。こうした中で地元の不安や反対を封じ込めるのに岸防衛相以上の人選はないだろう。萩生田光一は文部科学相として一定の歓迎すべき仕事をした。安倍晋三の負の遺産を回収するということだ。それは安倍側近という立ち位置があつてこそ果せたことであつたかもしれない。とすれば経産相という立場では、原発の問題が一番に上がる。現状、国内の原発状況は沸騰水型原発と新增設計画とが実質上、不良債権となつてのしかかっている。実際どうするかはともかく、これを断ち切ることが彼に課された任務なのではなかろうか。

とにかく衆院は解散する。総選挙も史上最短のペースで実施するのだといふ。任期満了1週間前の、このような解散に道理があるか。まさに卑怯な奇襲「真珠湾解散」である。首相は気が向ければ都合の良い時に衆院を解散できる、そのようなことを憲法は想定していないし、そんな議院内閣制の國も他にない。だがそれでも総選挙はやつてくる。日本をまともな国にするには、自民党を打ち負かすより他ない。

（いまみや けんいち／山口県

高校教員）

アフガニスタンで何が? (1)

【2002～2006回想】

谷山博史

アフガニスタンがにわかに脚光を浴びるようになりました。私が現場にいたのは2002年7月から2006年の10月。

その後は、東京でJVCの責任者としてずっとアフガニスタンを見てきました。が、やはり、実感としてアフガニスタンの社会や政治の機微を感じられたのは現場にいたときです。2002年から2006年は転げ落ちるように治安が悪化した時期でした。対テロ戦争の勝利が喧伝されていたアフガニスタンで何が起つ

ていたのか。もうだいぶ前の話ですが、当時のことを見たときに書いておくことは、これからアフガニスタンにどう向き合うのかを考えるうえで意味があると思うようになりました。何回かにわけて共有したいと思います。時間がある時にでも読んでみてください。

1 〈2002年の風景〉

2 〈私たちも狙われている〉

3 〈悪化する治安〉

4 〈点から面〉

5 〈パンジュワイの悲劇〉

6 〈嫌われるアメリカ軍〉

7 〈いかなる法にも従わない米軍〉

8 〈母親がアメリカ兵に撃たれた〉

9 〈もう死んでいるかもしれない〉

10 〈米軍との交渉〉

1. 2002年の風景



私は2002年の7月、JVCの事務局長の職を辞してアフガニスタン代表としてジャララバードに赴任

しました。ジャララバードはナンガルハル県の県都であると同時に東部の中心都市です。パキスタンの首都イスラマバードから西へ300キロ、アフガニスタンとパキスタンとの国境の有名なカイベル峠を越えて陸路で移動します。私がアフガニスタンに駐在していく2006年10月までは、アフガニスタンに入るにはいつもこの陸路のルートを使っていました。その後治安が悪化したために陸路でのアフガン入りはできなくなりました。

駐在した当初は今から考えると別世界のようでした。ジャララバードの町を1人で歩き回ることもできれば、当時行なっていた巡回診療活動で村々を巡回するのにもなんら危険を感じることはありませんでした。その頃一緒に活動していた看護師の上住純子さんも、日ごろのストレス解消のためにバザールでの買い物を楽しんでいました。さすがに保守的な地方都市では外国人の女性が一人で行動すると目を集めるので、スタッフの男性が同行していましたけれど。それでも現地

の女性と同じ服装をし、男性に馴れ馴れしく接しなければ安全だったのです。

2. 私たちも狙われている

状況が変わり始めたのは2003年に入つてからです。このころイラクに対するアメリカの攻撃が日程に上つていました。アフガニスタンに統じて同じイスラムの国にアメリカが攻撃をするということが、世界中のイスラム諸国で反米感情を刺激していました。2003年の1月、アフガニスタンではタリバーンやアル・カイーダ、さらに反米急進イスラム勢力のヘクマチュアルが、こうした世論を背景にアメリカに対する聖戦を表明しました。それらの声明にはアメリカのみならず、アフガニスタン政府、国連に加えて、NGOや外国人一般に対しても攻撃を加えると明言されました。

タリバーンが最後の拠点カンダハールを失つて1年たち、戦闘能力を徐々に回復していたのです。この時から年を追う

にしたがつて治安は悪化していきました。

それにしても、NGOが反米・反政府武装勢力の明確な攻撃対象になるというの私は衝撃でした。10年前、和平合意の直後のカンボジアで活動していたときは、NGOは中立とみなされていたために安全を守る方法はNGOであることをアピールすることでした。車両で移動するときは、政府や軍の車両と間違えられないよう白地にNGOのロゴを記した旗を掲げて移動するのが常でした。しかし、アフガニスタンではNGOは武装勢力には中立とはみなされません。したがつてNGOであることも、外国人であることも隠すように隠密の行動をとるしかなかつたのです。

3. 悪化する治安

2003年以降アフガニスタンの治安は悪化の一途をたどっています。アフガニスタン政府軍や駐留する外国軍との戦闘あるいは反政府武装勢力の襲撃による犠牲者の数は04年850人、05年1400人であったのが、06年には4000人、07年には8000人に達しました。南部の諸県の治安が特に悪く、カンダルハル県では2006年に入つて9月の時点で40件の自爆襲撃があり、100人以上の人が亡くなっています。襲撃は外国軍人とアフガン政府関係者のみならず、NG

Oや外国人一般にも向けられています。

南部ヘルマンド県では、2005年11月から2006年3月にかけての4ヶ月に50人の郡部の政府職員が暗殺され、県中心部を除く郡部の行政は麻痺に近い状態になっています。ヘルマンド県は2005年末からアメリカ軍を引き継いで英国軍が4000人あまりの兵力を用いてテロ掃討と行政建て直しミッションを始めましたが、形勢は悪くなる一方です。

同じく南部のザブール県でも政府は郡部を掌握できていません。この傾向は南東部にも派生し、ガズニ県などの諸県ではタリバーンが数郡の支配権を掌握しています。



ジャララバード市内を巡回する米軍車両(筆者提供)

4. 点から面へ

2006年夏、NATOの現地司令官は、タリバーンは予想したよりはるかに強いと言い、現在のNATO兵力1万8500人に加えて2500人の増派が必要だとしています。しかし兵力を増強すればテロ掃討作戦が成功するというものではありません。2006年9月11日の

A P P配信に、ヘルマンドでの作戦に従事していた英軍大尉が辞職の際に行った作戦に対する批判が載っています。「家を壊され、息子を殺された人々はすべてイギリス軍の敵になつてしまつてゐる」と。英軍が南部に展開した当初は政府の掌握できないヘルマンド県の北部を囲いこめばよかつたのに、住民を敵に回したために全県で反英活動に対応しなければならなくなつたとも言っています。さらに「村々を空爆したり、機銃掃射する米軍とは違う方法を取るはずだったのが、米軍と同じになつた」とも。

5. パンジュワイの悲劇

2006年9月、カンダルハル県のパンジュワイ郡で米英連合軍とアフガン国軍2万人を投入した大規模なタリバーン制圧作戦が行われました。郡全体を囲い込んで一気に殲滅しようとしたのです。この戦闘で100人以上の村人が犠牲になりました、7000人から1万人が避難民になつたと言われています。このとき連合軍は住民に退避するよう警告を発したといいますが、アフガン赤新月社の現地スタッフはあまりに警告を発するのが遅すぎたと言っています。

この事件の1ヶ月後、ナンガルハル県ホギヤニ郡がもめていました。ホギヤニ郡の郡長と警察署長が学校放火事件の現場に視察に訪れた際に仕掛け爆弾で殺されたばかりでした。タリバーンが浸透し始めていたとも言われていました。県知事のグル・アガ・シェルザイは郡の長老を集めて警告を発したのです。もし郡

を始めとする他の連合軍の部隊が郡部の支配権をめぐつて全面衝突する白兵戦なのです。まさに戦闘は点から面へと拡大しました。BBCの放送で貴重な映像を見ました。銃声や爆音のとどろく中、英兵が怯えた表情でこうつぶやいていました。「俺たちはどこにいてもタリバーンに見られている」と。

の治安が良くならなければパンジュワイでやつたのと同じ作戦をするぞ、と。これがホギヤニの人々の気持ちを激昂させました。特に若者の憤慨は激しかったのです。もしホギヤニでパンジュワイのようなことが行われれば、ナンガルハル県一帯で反米・反政府活動に火がつくのではないか。私はそのことを恐れています。今でもその気持ちに変わりはありません。

6. 嫌われるアメリカ軍

私の周りにいるアフガン人の米軍に対する反応に変化がみられるようになつたのは、2003年に入つてからでした。それまでアメリカをよく言う人はいなくとも、表立つて非難する人は多くありませんでした。アメリカは嫌いでもアメリカ主導の復興にはやはり期待を持つ人が多かつたとも言えます。時がたつにつれて復興も進まなければ治安もよくならないことへの苛立ちに加えて、罪のない一般の人々への誤爆が後を絶たない上、米軍による「テロリスト」の捜索の仕方がアフガン人の誇りを傷つける無思慮なもののために、反発を露わにすることが多くなつたのです。

2002年9月、コーンスト県で起つたアフガン女性による米兵射殺事件は一つの象徴的な事件です。アル・カイエダ

とタリバーンの搜索のためにコースト近郊の村を回っていた米兵が男性不在の家に侵入し、女性のベールを一人一人めくつて顔を改めていたとき、若い女性が銃で米兵を2人撃ち殺しました。パシュトゥーン人にとつて、家主の同意なしに家に入り込むというのは許しがたい侮辱行為です。加えてこの場合、女性だけの家に侵入し、顔を隠そうとする女性のベールを力なくではがしたのです。外部の男に女性が顔を曝すことは恥辱とみなされているのです。この女性のしたことを見たアフガン人は、パシュトウー人に限らず多くはないでしょう。逆にこのような事件があるたびに米軍に対する反発は深くアフガン人の心に刻印されるでしょう。

7. いかなる法にも従わない米軍

一方タリバーンやアル・カイエダ一味という理由で逮捕、連行されたものは後をたちません。彼らは逮捕の根拠も告げられなければ家族との面会もできず、裁判を受けることもできません。ガンタナモやバグラムの米軍基地に収容されているアフガン囚人の扱いは前時代的野蛮の極致です。一日中手錠や足枷でつながれ、頭陀袋をかぶせられ、毎日拷問のような取調べがあります。つまり囚人にも保障されるべき人間として最低限の人権

8. 母親がアメリカ兵に撃たれた

2005年4月某日の深夜、JVCのアフガン人スタッフのハヤトラから突然電話がありました。電話口のハヤトラは明らかに動揺していました。それもそのはずです。彼の母親がタクシーで移動中、米軍に撃たれどこかに連れて行かれたからです。これは大変なことになつたと思いました。もし母親が死んでいたらハヤトラの一族は黙つてはいないでしょう。

母親はナンガルハル県南西部ホギヤニ郡のザワ村の家から親戚のいるワジール村に孫と一緒にワゴンタイプの乗り合いタクシーで移動していました。民家が疎

も保障されていないのです。

ブッシュ米大統領が「対テロ戦争」という国際法に規定のない戦争を始めてから、世界の常識は一転してしまいました。

テロリスト相手の戦争は国際法でいう戦争ではないのだから、先制攻撃も許され

る。テロリストの囚人は戦争の囚人ではないので、人道的な配慮は必要ない。さらにテロリスト容疑者は刑法でいう犯罪容疑者ではないので、刑事訴訟法の手続きなしに収監できる。アフガニスタンでの米軍は、「対テロ戦争」という超法規的な戦争の性格を日常の行為においても演じ続けているのです。

9. もう死んでいるかもしない

この話を聞いて私は、私の知っている限りの知人のネットワークを使って母親の安否を知ろうとしました。そのネットワークには、軍の人道援助の問題で交渉していたカブールの連合軍の調整官やナンガルハル県駐在の米軍の軍人も含まれていました。翌日の昼にはザワ村からハヤトラの父親が事務所を訪ねてきました。ザワの村長をしていたことのある人で、風格のある典型的なパシュトウーんの長老といった風貌をしています。彼が語った言葉がとても印象に残っています。

などです。前方に米軍の駐屯所が見えるあたりで、少しはなれたところで爆発音のような音が聞こえました。そのまま前方の駐屯所と後方に迫つてきました。ハヤトラの母と男の乗客2人が重傷を追いました。米兵はタクシーにまで乗り込んできて撃とうとしましたが、女性がいることに気づき誤つてからで、その時点ではどこかへ連れ去られたとしか考えなかつたのです。

「妻はもう死んでいるかもしれない。それは仕方がない。人はいつかは死ぬものだ。しかし、米軍がなぜ妻を撃つたのかそれだけは知りたい」。

AMAジャララバード事務所のヘラン・

ソングから第一報が入りました。ハヤテラの母は他の2人の負傷者と一緒にバグラム基地の病院にいるということ、3人とも命に別状はないとのことでした。それから一週間の間にこの事件のレポートをN.G.O関係者に回したり、ジャララバード

ドのアフガニスタン独立人権委員会を訪ね、この事件の調査を米軍に働きかけるように依頼したりました。人権委員会の所長は私たちの話を聞いて同情を示しましたが、ボツンとこう言いました。「米軍は何を言つても聞かない」。

10. 米軍との交渉

5月のある日、私は内務省の会議室で開かれた連合軍とNGOの会議の席上にいました。この会議の主要テーマは連合

【アフガニスタン歴史年表】	
B.C 6世紀頃 同4世紀頃 同3世紀	アケメネス朝ペルシャ帝国東端に組み入れられる ギリシャ・アレクサンダー大王のインドへの東征 インド・マウリヤ朝アショカ王武力征服を放棄後、各地に多くの仏跡残す（バーミヤン巨大石仏群もこの頃）
AD 1～3世紀 同7世紀 同16～18世紀	クシャーナ朝時代に仏教文化と融合したガンダーラ彫刻美術が結実 イスラム教伝播。ギリシャ文化・ゾロアスター教・仏教文化の上にイスラム文化が展開 中央アジア・トルコ系のチャガタイ族、アフガニスタンを踏み台にインド・ムガール帝国を建設
1747年	アフガニスタン建国（パシュトゥーン人部族連合を形成、アハマド・シャーが王朝を開闢、南部カンダハルを王都に）
1798年	ナポレオンのエジプト遠征、トルコ、イラン、アフガンに向けた商業圏の拡張を開始、露仏協調してインド狙う
1809年	イギリス東インド会社、露仏のアフガン浸透を予防する防衛的条約
19世紀	イギリス・ロシアの二大帝国がアフガンはさみ睨み合う
1828年	ロシア、イランと連携してアフガン西部ヘラートを制圧
1838～42年	イギリス、第一次アフガン出兵。傀儡政権樹立を目論むも部族反乱などで壊滅的打撃、アフガン人の反英感情高まる
1855年	英露、アフガンの独立性認める条約を締結。イギリス、第二次アフガン出兵。外交の宗主権認めざるも、頑強な反英ゲリラ闘争に直面し苦戦
1879年	イギリス、アフガンの外交管理権獲得と内政不干渉した「ガンダマック」条約
1880年	アブドゥル・ラフマン・ハーンが国王に就任（～1901年）、絶対王権を確立、国内平定にイギリスからの支援金を利用。他方、「親英の中立」外交と徹底した国内統一で「鉄の王」とも称される
1919年	「鉄の王」の孫、アマヌラー・ハーンが即位。開国・近代化を推進。帝国主義を批判するレーニン・ロシア革命に共感。対英戦争（第三次アフガン戦争）。ソ連に接近。英、アフガン人の完全独立を承認
1921年	ソ連と「友好条約」締結。イラン、フランス、ドイツと矢継ぎ早に各種条約締結
1924年	独立国家の近代化へ。最初の憲法を発布。欧化を推進
1926年	ソ連と「中立・相互不可侵条約」締結。対英関係希薄化、対ソ関係強化。ソ連共産党の影響流入の道筋に
1929年	アマヌラー王、英國からの補助金打ち切りの代替に徴税を強化して近代化資金捻出。国内の不満爆発。
	ハビブラー・カラカニー、アマヌラー王を追放。一種のイスラム共和政権を樹立。アフガン初のタジク人（少数民族）政権
	パシュトゥーン人王家ナデル・シャーが組織した部族兵力がカラカニーを追放。アフガン王朝が1年経ずに復活
1920～30年代	レーニンの共産主義革命とソ連邦化を嫌う中央アジアのウズベク人、タジク人、トルクメンなどが大勢アフガンに亡命、北部地域に永住（後の「北部同盟」はその末裔）
1939～45年	第二次世界大戦
1946年	ソ連と国境画定協定締結。これを機にソ連の浸透つよまる
1947年	インドを植民地支配してきたイギリス、インド亜大陸から撤退。インド、パキスタンの2独立国家が誕生。
	パキスタン・アフガンの国境線「デュランド・ライン」問題で両国の紛糾が続く（パキスタン西北辺境州居住のパシュトゥーン人の自治権拡張要求、分離主義運動とも関係）
1954年	パキスタンがアメリカと反共の「相互防衛援護協定」を締結
1961～63年	アフガン、パキスタンと国交断絶。国境封鎖の対抗措置。アフガン、パキスタンのカラチ港の利用不可。ソ連との経済関係強化へ
1963年	国王ザーヘル・シャーが実権掌握。パキスタンのパシュトゥーン分離運動の強力な支援者＝ダウド・ハーン首相を解任。国境封鎖問題を解決
1965年	アフガン共産党（人民民主党）結成。ソ連が影響力拡大。タラキーを書記長に、カルマルマーラルを副書記長に選出。のち、すぐ分裂
1967年	タラキー派（機関誌＝「ハルク」＝人民）、カルマル派（同「バルチャム」＝旗）。前者は至急の社会革命を主張、パシュトゥーンを主に糾合。後者は権力層との連合を説き公用語のペルシ語を話す都市上流層を糾合。イスラム勢力は対抗して反共宣伝とエジプトなどから入ったイスラム改革運動を展開
1970年代初期 1973年	アフガンを深刻な飢餓が襲う。就職難とも相俟って反政府的気運が拡大 ダウド・ハーン元首相、実権掌握して10年間にソ連に留学させ、「隠れ共産党員」として帰国した若いアフガン軍将校たちに担がれてクーデター。王制を廃止。ソ連は1977年から47年までの17年間に6万以上のアフガン人労働者、5万2000以上の技術者養成、90%のアフガン軍人に軍事訓練施す。この間総額15億ドルの軍事援助を供与。 ダウド・ハーン元首相が大統領に就任。共産党員を大量に新政府に登用。イスラム勢力は弾圧（→パキスタンに亡命、後に反ソゲリラの指導者に成長）
1977年	モスクワの意向でアフガン共産党分裂2派が合流。左派排斥を目論むダウド大統領と対立が拡大
1978年	73年のクーデタを起こした「隠れ共産党員」将校らが2度目のクーデター。ダウド一族を皆殺しにして革命評議会を設立。権力をアフガン共産党に引き渡す。アフガンは社会主義体制に。初代大統領は「ハルク派」指導者のタラキー。 共産党が「土地解放」や「文盲撲滅運動」、男女共学などの諸改革推進。同時に学校をつかつた国民監視体制を構築・強化したため、反発拡大。これで「改革」は民衆の現実要求から遊説！いたいため各地で反乱が発生。共産党も内部拮抗が拡大。分立分裂タラ

件も議題に上げてもらつて、私はこの事件についてでした。前にホギヤニでの誤射事件の調査と謝罪、補償に対する補償のガイドラインを示すように要求しました。会議で司会を務めた英軍のサイモン・オーラン中佐の発言は注目に値します。かれは「このようないい常茶飯事だからなあ、いちいち調査をしている裕はない」。そうです、対テロ戦争に犠牲はつきものなのであります。対テロ戦争の崇高な間人が何人死のうと連合軍は責任を負う必要はない。

いのです。犠牲者や犠牲者の家族には説明も謝罪も補償もなければ、そうした正当な権利を訴えるすべもないのです。だ

とすれば、かれらにどのような手段が残されているでしょうか。ハヤトラの弟はバグラムの病院でずっと母に付き添つて

いました。面会がかなうまでには相当愉快な目にもあつたようです。あるとき連合軍との会議の報告を受けた彼は、「テ

口でもなんでもやつてやる」と叫びました。もちろん母親は命をとりとめ回復したのでそんなことはありませんでした。

が、それを聞いて私は想像しました。この国の何千、何万という人が同じようなことを口にしているのだと。どれだけの若者たちがこうした怒りに突き動かされてタリバーンに参加していくのかと。 〔つづく〕

（たにやま ひろし／JVC顧問／
2021年9月21日執筆）

【編集部注】谷山博史氏は1986年から世界各地で支援活動にあたる国際協力NGO「日本国際ボランティアセンター＝JVC」に参加し、タイ、ラオス、カンボジア、アフガニスタンで計12年間、海外駐在を経験、2006年に帰国後、18年まで

JVC代表理事、現在は同顧問です。当編集部は、その後、沖縄に移住され、農業の傍ら辺野古新基地建設反対運動や「土地規制法」反対運動など

	キーは同じハルク派のアミーンに殺害され、ソ連がそのアミーンを殺し、東欧に大使として亡命していたバルチャム派リーダーのカルマルを新大統領に据える
1979年初め	隣国イランでペーレビ親王打倒のイスラム民衆革命。ホメイニが実権掌握
同12月	ソ連がアフガン派兵（イスラム革命波及を恐れる）
1980年代初め	反ソ・ゲリラがバキスタンを足場にアフガン各地にネットワークを形成、本格活動の準備すめる
80年代半ば	ソ連の「和平政策」が行き詰まり、政策見直し。カルマルを解任、秘密警察長官のナジラーを大統領に据え、強硬策展開。
同	米レーガン政権、アフガン・ゲリラへの支援を倍増（年間10億ドル）、携帯用ミサイル・スティンガーなどハイテク兵器も供与。戦闘能力が飛躍的に高まり、ソ連軍苦しめる
1985年	ソ連にゴルバチョフ政権が登場。国内からもアフガンからの撤兵求める声高まる
1988年	米ソ・ジュネーブ会議、アフガン和平協定（4月）締結。5月からソ連軍の部分撤退開始
1989年	ソ連軍、アフガン撤退完了（2月）。ナジラー大統領、「国民和解政策」でゲリラや中立派も政権に取り込む。アフガン共産党も「祖国国民党」に党名変更
1990年	オサマ・ビン・ラーディン、いたん祖国サウジに戻る
1991年	湾岸戦争。米英多国籍軍、サウジを拠点にイスラム勢力のイラクを攻撃。ビン・ラーディン、これを見て反米・反サウジを主張、祖国を追放されスーサンへ逃れる
	ソ連で保守派によるクーデター。失敗。ゴルバチョフは失脚。エリツインが実権を掌握。ソ連邦が崩壊。反ソ・ゲリラ、アフガンに数千のイスラム義勇兵残置。後、各軍閥などが糾合。武力対立、衝突がやまず
1992年	ソ連の後ろ盾失い、アフガン・ナジラー政権が崩壊14年つづいた共産主義政権が消滅 代わって反政府ゲリラ（ムジャヒディーン＝イスラム戦士）連合のイスラム政府が誕生 中軸は「モダニスト集団」の「イスラム協会」。のちゲリラ集団・軍閥の主導権争いが激化
1994～96年	反政府ゲリラ・軍閥間の内戦が本格化。「群雄割拠」状態へ
1994年	タリバン（「神の道を学ぶ者たち」の意）がムハンマド・オマルを最高指導者として結成（9月）。「群雄割拠」状態を正常に戻し法と秩序の回復訴え、支持を拡大（パシュトゥーン人主体のタリバンをバキスタンが支援。またバキスタンの密輸業者らが資金をささえ、勢力を急拡大。軍閥、地域ボスらを買収しながら、短期間に国土の半分支配へ）
1995年	首都カブールを支配していたイスラム協会グループ、バキスタン正規軍に支えられたタリバンに、ほぼ無抵抗で首都明け渡す
1996年	タリバン、首都カブールを制圧。「北部同盟」は孤立無援でタリバンに抵抗を継続。 (他方、米石油メジャー・ユノカル、タリバンと密接なコンタクトをとり、トルクメンスタンからインド洋へのガス・石油パイプライン建設の準備進める) バキスタン、イスラム党へマチアル派を見限り、タリバン支援へ（傀儡化狙う）。印度は逆に、タリバンと闘う「北部同盟」支援へ（印パ対立の影）
1996年	チェченやボスニアに義勇兵送りアメリカから追われるビン・ラーディン、スー丹からも追われてアフガンに戻り、アフガン・アラブからゲリラ精銳を選びすぐり、「アルカイダ」を発足させる
1996年以降	アフガン・アラブ（元対ソ・イスラム義勇兵）がタリバンに加わる。バキスタンのイスラム神学校などからも大勢の若者が加わり大勢力となり、北部諸都市を攻略。政治はイスラム保守派の保守政治を展開、反西欧路線強める。タリバン政権承認はバキスタン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の3カ国のみ、国際的孤立続く
世纪末	タリバンの極端なイスラム保守主義が嫌われ、国内からの兵力補充もままならず、バキスタンの神学校や周辺国からのアフガン・アラブへの依存を強める。外国勢力の干渉を伝統的に嫌う民衆がさらにタリバンから離反。こうした弱点に付けこみオサマ・ビン・ラーディンやアルカイダが暗躍、タリバン・アルカイダの癒着が進む
1998年	ケニア・タンザニア米大使館爆破事件、併せて200人近い死傷者。米、ビン・ラーディンの仕業と断定。アルカイダが基地を構えるアフガンのバキスタン国境地点にインド洋から巡航ミサイル攻撃。タリバンにビン・ラーディン身柄引き渡しを要求、拒否される
1999年	米、国連安保理使い、タリバンへの制裁決議（1年間有効）
2000年	タリバン制裁再延長をめぐる論議。タリバン側は話し合いに応じる姿勢示すも、米ロ印が延長を強硬に主張、「タリバンへの」（反タリバン勢力へは可）武器禁輸決議。タリバンが強い怒りを表明
2001年	タリバン、不平等な「制裁決議」への抗議として「見せしめ」にバーミヤンの石仏を爆破（3月）
同9月11日	米NYの世界貿易センタービル、ワシントンの国防総省へハイジャック旅客機が突入。数千の死傷者だす（9・11米同時多発テロ事件）

表は編集部作成で、『アフガン25年戦争』（遠藤義雄、2002年、平凡社新書刊）を参考にしました。（N）

戦争準備と住民監視

「土地規制法」の廃止を求める（2）

仲松正人

（前号よりつづく）

6. 法律としての問題点

（1）まず内容の曖昧さが指摘できる

この法律では、定義規定も設けられていないが、法律内で使われている言葉や概念が一義的ではなく、曖昧である。この点については、国会審議でも幾度となく追及されたが、結局は曖昧なままに終わつた。なお、参議院内閣委員会において与党推薦の参考人として出席した有識者会議（後述）の委員であつた吉原祥子氏は、「この条文を読むだけでは様々な憶測が広がるおそれがあるということは、この審議のプロセスを伺つていて痛感した。」と述べており、立法推進側からも内容の曖昧さに懸念が示された。

前述のように、この法律は、国民に刑罰を科して内閣総理大臣の意思を貫徹しようとしているが、最終的には処罰も加えるという刑罰法規である以上、内容の明確さはどうしても必要である。

近代的刑罰法規には、「罪刑法定主義」という重要な原則がある。すなわち、刑罰は国家が国民の生命（死刑）や行動の自由（徴収や禁錮）、あるいは財産権（罰金や没収）を侵害するという内容の刑罰を科すものであるが、何が処罰されるのかということが事前に明確になつていなければ、突然「おまえは犯罪を犯した」とされて処罰されてしまう。独裁国家・暗黒国家である。それを避けるため、予めどのような行為が処罰の対象となるのか、そして、それに違反すればどちらの刑罰が科せられるのか、ということを法律で明確に規定して、国民の予見可能性を保証する、というのが「罪刑法定主義」であり、日本国憲法第31条はそれ

ところが、この法律は、何が処罰の対象になるのかを法律自身が明確にすることはない。その他のことも含め、それを行政権力のトップにいる内閣総理大臣に委ねている。

この法律は、成文法として重大な問題を抱えている欠陥法といわざるを得ない。

以下に順に列举する。

ア 区域指定に関する「経済的社会的観

点から留意すべき事項」の内容

政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針を定めなければならない（第4条）。基本方針で定める事項は先に挙げたが、それぞれの概念が曖昧であり、それらについては後述することとし、ここでは、基本方針で定める事項の中に「注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）」（同条第2項第2号）について指摘する。

この「当該指定に関し経済的社会的観

点から留意すべき事項を含む。」の内容は、それ自体、不明確である。

これについて、国会審議で政府は、「現時点では、例えば重要施設の周辺に密集市街地が形成されている場合、当該区域における社会経済活動への影響、施設機能の阻害行為の兆候等の把握の困難性など、重要施設の周辺の実情、重要施設自体の形状や周辺区域における地形、国有地の所在状況など」と答弁した。しかし、やはりそれでは何がどうなるのかよく分からぬ。例えば、「当該区域における社会経済活動への影響」とあるが、社会経済活動にどのような影響があれば指定することになるのか、あるいは、影響がどの程度であればそういう考慮をすることになるのかなど、何も分からぬ。他の要素も同じことが言える。しかも、これらはあくまでも「現時点では」としている。すなわち、法律には「どのような留意するのかも定められていないので、今後どのようにでも解釈することができ

るのである。

もともと、この文言は、法案策定の過程で、防衛省本省が存在する東京都新宿区市ヶ谷の特別注視区域指定に関して、公明党が、創価学会本部も新宿区内の近い場所にあるなどとして難色を示したことから挿入され、これによって公明党の了承も得られて閣議決定に至つたという縦緯があると報道されている。すなわちこの文言は、概念の内容が不明確であるということだけでなく、ときの政権与党の思惑によつて、いかようにも変えることができるということを表している。

i 生活関連施設

第2条第2項第3号は、生活関連施設を「国民生活に関連を有する施設であつて、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの」と定義している。これでは何が対象となるのか分からぬ。内閣は、この法律の案を策定する前に「安全保障等の観点から、土地所有の状況把握を行い、土地利用・管理等の在り方について検討を行うため」、国土利用の実態把握等に関する有識者会議（以下「有識者会議」）を設けた。その有識者会議の「国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について 提言」

（2020年12月24日、以下「有識者提言」）では、これを「重要インフラ施設」とし、「重要インフラ施設としては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に規定される「生活関連等施設」が参考となる」とし、「有識者会議において、安全保障上の懸念が示された対象としては、安電力の安定的供給と核物質の適切な防護を担う原子力発電所、データ通信のインフラとなる国際海底ケーブルの陸揚局、軍民両用機能を有し得る空港等が挙げられるが、実際にどのような重要なインフラ施設を対象とするかについては、政府において、国民の不安や懸念の実情を踏まえた上で、過度に広範にならないよう留意しつつ、個別法令による行為規制の存否や運用状況等も考慮しながら、更に検討を続けていくことが期待される。」と

している。国民の権利制限につながるものである以上、本来は対象施設を法律で明示すべきであり、仮に百歩譲つて政令に委ねるにしても、単に「政令で定める」として政府にフリー・ハンドを与えるのではなく、少なくとも有識者会議において例示されたような施設などを法律でも例示するとか、指定の基準を明確にすべきである。また、有識者提言が言うような国民保護法による生活関連施設とした場合、それは発電所・変電所、ガス施設、

取水・貯水・浄水施設、一定規模以上の鉄道駅、電気通信事業者の交換設備、放送局、港湾、空港、ダム、危険物取扱所という広範なものが対象となる。

半田告発では、「外国の例をみると、英國とフランスには安全保障上の土地規制そのものがない。土地規制のある米国、豪州、韓国は対象範囲がほぼ軍事施設周辺に限定され、重要インフラ周辺は規制が重要インフラかは『政令で定める』と

しているが、政府の内閣サイバーセキュリティセンターは、情報通信、金融、航空、空港、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス（地方公共団体を含む）、医療、水道、物流、化学、クレジット、石油の14分野を重要インフラに特定している。放送局や金融機関、鉄道、官公庁、総合病院などは人口の多い都市部ほど充実しており、東京、横浜、大阪、名古屋、札幌、福岡といった大都市の重要インフラの周囲1キロメートルが『注視区域』に指定される可能性がある。」としている。このように広範な施設とはならないといふ保障は法律のどこにもない。さらには、海上保安庁が警察組織であることからすれば、警察署も加えられる可能性もある。むしろ法律第2条第2項第3号でわざわざ「生活」関連施設としていることとからきてはいる。すなわち、この法律が「国民生活の基盤の維持」をも目的としていること（第1条）からきている。すなわち、この法律は国民生活も守るということである。

ii 原発や自衛隊共用の民間空港ということに対する疑問

政府は、国会審議において、政府が現在想定している生活関連施設としては、原子力発電所（原発）と自衛隊が共用している民間空港の2類型と答弁した。しかし、この2類型に限らないとしていることは、先に見たとおりである。
ところで、重要施設に「生活関連施設」を加えるのは、この法律が「国民生活の基盤の維持」をも目的としていること（第1条）からきている。すなわち、この法律は国民生活も守るということである。

関連施設にこの2類型を挙げること自体、この法律が実際には何を守ろうとしているのか、あるいは何をしようとしているのかがわかる。

まず、自衛隊が共用する民間空港は、民間空港ということでは「生活」関連施設かもしれない。しかし、政府答弁は、「民間空港全部を指定する」とは言つていない。「自衛隊が共用する民間空港」と言つてはいるのである。すなわち、「自衛隊が公用する民間空港」は、防衛施設である。このように、この法律は国民の「生活」を保全しようと/orするものではない。あくまでも戦争施設を守ろうとするものである。

次に、原発であるが、原発は電力を作るという意味では「生活」関連施設であろう。しかし、東日本大震災の後、日本

国中の原発は稼働を停止した。それでも国民生活は維持できた。すなわち、原発は国民生活にとっては「無くてもいい」ものであり、だとすれば守るべき重要な「生活関連施設」とは言えない。現に、現在日本に存在する原発のうち、2021年6月9日現在、稼働しているものは54の原子炉のうち7つだけである。しかも国会審議において政府は、稼働している原発を守るということではなく、廃炉が決まっている原発を含め、核燃料を保有しているということで指定するとした。そうだとすれば、それは国民生活に関連

する発電を保護するのではなく、核燃料を安全に保管するということが目的ということになる。しかし、それは既にテロ対策を含めて現行法で対応されているのであり、この法律で重ねて対応する必要はない。

したがつて、原発を生活関連施設と指定するのは、原発を口実にして、周辺に居住する住民に対する調査と監視、そして規制が目的であるとか理解できない。

そのことからすれば、その目的実現のために、今後「生活関連施設」は拡大されいくことになる。そして、国民保護法や半田告発の方向で指定されれば、基地周辺住民だけでなく、日本中のあらゆる場所に存在する生活関連の重要施設周辺の住民が調査・監視と規制の対象となるのである。

私がこの法律の略称を「基地周辺」とするより「重要施設周辺」としたほうがいいと考えた理由はここにある。

iii 対象施設を限定的に法律で規定することとは可能

法技術的には、対象重要施設を限定的に規定することは十分可能である。

例えば、ドローン規制法（改悪法）は、正式名称を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」とするが、その「重要施設」について定義規定を設け、国会議事堂と

など具体的に上げている。この法律は、もともとはこれら「重要施設」に対する「機能」が何であるのかは明示されていなかったが、その後防衛施設（自衛隊施設や在日米軍施設）を対象に加えることとした改悪時に「重要施設云々」という名称に変えたという経過がある。この

法律の真の狙いを覆い隠す効果があるが、それでも、ドローン規制法は「重要施設」とは何かについて法で規定しているのであり、本法律のように政令に委ねるようなことはしていない。国会質疑において、ドローン規制法を引用して重要施設を定義づけた方がいいのではないかという質問は、皮肉なことに、自民党議員から出された。

先に述べたように、政府は、現時点では原発と自衛隊が共用する民間空港の2類型を想定していると答弁しているが、であれば、法律でそれを明記すべきであるし、法技術的には十分可能である。それをしないのは、法律で明記すれば今後対象施設を拡大するにはいちいち国会での法改正手続が必要であるため、それを避け、内閣総理大臣の意向ひとつで限りなく拡大していくという意志の表明に他ならない。

これに加えて、国会審議では、さらに極めて重要な問題が明らかとなつた。

ii 国会審議でも明らかにしない頑なな態度

まず、施設機能の阻害行為については、それを明らかにすれば安全保障の脆弱性を明らかにすることになるとして、何が阻害行為になりうるのかを例示すること

するが、そこで使われている「基盤としての機能」が何であるのかは明示されていない。

施設機能は、注視区域や特別注視区域指定の際の要件であるから、それが明確でなければならぬはずである。しかし、国会審議でも明確にはならなかつた。

i 施設機能を阻害する行為

「阻害行為」について、有識者提言では、建物について「例えば、盗聴、電波妨害（ジャミング）等の拠点としての利用が考えられる」としているが、法案ではそのようなことをうかがわせる文言はない。

参議院の内閣委員会に参考人として出席した馬奈木巖太郎弁護士は、戦前の要塞地帯法ですら「何人も、要塞司令官の許可を得るにあらざれば、要塞地帯内水陸の形態を測量、撮影、模写、録取すること得ず」と禁止行為を明確にしていたのに、この法律は全てを内閣総理大臣に委ねており、戦前の法律にも及ばないと指摘した。

ウ 施設機能

第2条第4項は、「施設機能」を定義

すら、政府は拒否した。

先に述べたように、基本方針では機能阻害行為の具体的な内容について定めて公表することになっている。また、政府は、国会審議ではできるだけ基本方針で具体的に例示すると答弁した。したがって、いずれ公表するはずであるのに、国会審議では頑なにこれを明らかにしなかつたのである。

国会軽視であるし、明らかにすれば反

対世論が起るのは必至であり、それ避け

るためとしか言いようがない。何よりもそれは、内閣総理大臣にフリーハンドを保障するためである。

iii 示された例示は現行法で規制できる
僅かにあげた例示としては、空港近隣地区での高い建築物の建築とか、基地等への妨害電波を照射することとした。

しかし、空港近くの建物の高さ制限は航空法で規制されているのでこの法律で

規制しなくてもよい。政府はその指摘にまともに答えられなかつた。

妨害電波についてもそれは電波法で既に禁止されているので、この法律で禁止

する必要はないと指摘された。

iv 刑事法の原則を犯す「予備」の処罰
すると、政府は、電波法は実際に妨害電波を発したときのものであり、この法律はそこまでいかない準備段階（例えば

電波を発射するアンテナを作つたが、まだ機械とは接続されていない段階など）を規制するのだと答弁した。

しかしこれは、刑罰法の觀点からは重大問題である。

刑罰法は、刑罰という重大な害悪を国民に科すものであるがゆえに、犯罪の結果が生じた場合（既遂）に発動されるのが原則である。その例外としては、結果はまだ発生していないが犯罪行為に着手して結果が発生する具体的な危険性が生じている「未遂」を処罰する。しかし、未遂は全ての犯罪類型で処罰の対象とはしておらず、未遂を処罰する必要がある場合に個別犯罪類型ごとに未遂処罰規定を設けている。それが國家権力の抑止性であり、国民の行動の自由を保障することであり、立憲主義の精神にかなうことである。

ところがこの答弁は、犯罪行為に着手もしていない準備の段階」「「予備」を規制し、処罰しようというのである。現在、

「予備」罪が処罰されるのは、内乱罪など、国家の存立そのものに関わるものだけであり、であるからかろうじて合憲とされている。全防衛施設ではなく、ある一部の（あるいはひとつ）防衛施設に対する機能阻害の「おそれ」程度で「予備」を処罰する合理的理由はない。しかも、電波法では、電波妨害という結果が発生したときの罰則は、懲役1年以下、罰金100万円以下であるのに、この法律ではない段階で（例えば機器にはまだ接続しないアンテナを建てただけで、あるいは、この法律の規定によれば、アンテナを建てるための土地を購入しただけで）、懲役2年以下、罰金200万円以下に処するという、より重い処罰を準備するのである。

電波法が予備を処罰の対象としているのは、予備を処罰する必要はないと考へているからである。国会審議では、電波法がそのように考えているのになぜこの法律で予備を処罰するのかということを検討したのかと問われたが、政府は答へなかつた。この法律は、この点でも近代理罰法規の原則を破壊する欠陥法である。

（なかまつ　まさと／弁護士、「辺野古ドローン規制法対策弁護団」）

●戦争準備と住民監視～土地規制法の廃止を求める（全体構成）

- 1、こんなことが起こりうる
- 2、重要施設等周辺住民監視規制法
- 3、この法律の本質
- 4、内閣総理大臣の圧倒的権力
- 5、この法律で何をすることになるのか（以上前号掲載）

6、法律としての問題点

- (1) まず内容の曖昧さが指摘できる

ア、区域指定に関する「経済的・社会的観点から留意すべき事項」の内容

イ、生活関連施設

i 拡大していく可能性

ii 原発や自衛隊共用の民間空港ということに対する疑問

iii 対象施設を限定的に法律で規定することは可能

ウ、施設機能

エ、施設機能を阻害する行為

i 阻害行為を法律で規定しない

ii 国会審議でも明らかにしない頑なな態度

iii 示された例示は現行法で規制できる

iv 刑事法の原則を犯す「予備」の処罰（以上、今月号掲載）

v 基地反対運動にも適用される

オ、離島機能、それを阻害する行為

カ、情報収集の基準や内容

キ、「その他の関係者」

ク、「その他必要な措置」

ケ、「特に重要なもの」

(2)～(8) 今回略

7、衆議院及び参議院の付帯決議の問題点

8、国民（住民）監視国家

9、各事例の解説

10、最後に～廃止に向けて

隊キャンプ・ハンセンのある金武町でも、昨年6月、水道水から国が定めた暫定指針値（1リットル当たり50ナノグラム）を越えるPFAASが検出されていたこと

路がよくわかる」と三木健さん（八重山郷土歴史研究家）が述べているという。進むべき航路を見失ってしまった日本の進路を沖縄から正していくこう。

1944年10・10空襲から77年

●米機動艦隊による無差別爆撃

下貯水槽に残っている汚水について、日本政府が処分しその費用9200万円を負担することを日米が合意した。米軍の責任逃れと日本政府の際限ない米軍追従。沖縄国際大の佐藤学教授は琉球新報のインタビューで、「日本という国は米国と対等の主権国家ではなく、尻ぬぐいをする立場。安保が大事という話で判断が止まってしまっている。米国が憲法を越えた存在として日本のトップにいるといふ構図が国民の骨の髄までしみ込んでいる」と述べた。

約20年前、神奈川の相模原補給廠のP.C.B.廃棄物問題の際、最終的に米国政府（米軍）の責任で、米国の経費負担で処理された。20年前神奈川でできた当然のことだが、それが現在沖縄でどうしてできないのか。

沖縄は日本という船の舳先
「船はその舳先が最も大きく揺れる。
その舳先に立つて四辻を見渡すと、航路
の安全も危険もよくわかる。日本列島を
一隻の船にたとえるなら、沖縄はその船
の舳先。そこからはこの国の進むべき進

●日本軍は首里城地下の司令部壕建設へ

軍の弾薬、燃料や備蓄食糧、港に陸揚げされたばかりの住民の食料などが大量に燃え灰となつた。離島航路の船舶もすべて撃沈。県の経済活動はマヒ。軍の損

実質的な沖縄戦のはじまりとなつた
1944年10・10空襲から77年が過ぎた。
サイパン・テニアンが陥落し、日本軍は
全滅、沖縄戦と同様の凄惨な地上戦で民
間人も多大な被害を受けて、東条英機内
閣は退陣。日本はもう戦争どころではな
かつた。ところが、天皇は「官民一体戦
力を物心両面に充実し以つて皇運を扶翼
すべし」（8月23日の地方長官会議）と
発言し、率先して戦争を継続していく。
そして、10・10空襲に至る。

10・10空襲はアイスバーグ作戦の一環
だった。同作戦は米軍にとって、続く九
州、日本本土への上陸作戦に用いる拠点
確保のための戦いであり、そのため沖縄

を完全制圧しようとしたのである。

力を物心両面に充実し以て、皇運を扶翼すべし」（8月23日の地方長官会議）と発言し、率先して戦争を継続していく。そして、10・10空襲に至る。

10・10空襲はアイスバーグ作戦の一環だった。同作戦は米軍にとって、統く九州、日本本土への上陸作戦に用いる拠点確保のための戦いであり、そのため沖縄を完全制圧しようとしたのである。

沖縄近海に接近した米軍艦隊から午前6時前、最初の攻撃機が飛び立つた。日本軍は全く気づかなかつた。「警戒警報はおろか、空襲警報のサイレンも一度も鳴らなかつた」。住民も寝耳に水。「今日の演習はいつもより激しいなあと話し

軍の弾薬、燃料や

軍の弾薬、燃料や備蓄食糧、港に停泊
されたばかりの住民の食料などが大量
に燃え灰となつた。離島航路の船舶もす
べて撃沈。県の経済活動はマヒ。軍の損

墟となつた。死傷者は軍民合わせて668人、8人の死者を含み約1500人。那覇では、床下に防空壕を掘つたところがかなりあり、焼夷弾のために家が燃え逃げ場を失つた人々が壕の中で焼け死んだ。米軍の無差別空襲である。10・10空襲のあと、住む家がない、食べ物がない、着るものがないという戦争の苦しみが始まつた。

●日本軍は首里城地下の

墟となつた。死傷者は軍民合わせて668人、死者を含み約1500人。那霸では、床下に防空壕を掘つたところがかなりあり、焼夷弾のために家が燃え逃げ場

日本軍は首里城地下の軍の無差別空襲である。10・10空襲のあと、住む家がない、食べ物がない、着るものがないという戦争の苦しみが始まつた。

港湾、船舶、港湾施設。第3波は、那覇、渡久地、名護、運天、与那原、泡瀬などの港湾施設と市街地。そして第4、5波は主に那覇を集中的に狙つて行なわれた。飛行場、港、軍施設さらに各地の人家が炎上、特に那覇の被害が大きく、1万戸が全焼ないし全壊、那覇は廢

も焼けて、首里城地下に人工壕を掘ることになった。また、辻の遊郭も焼けた。1940年に270軒、1000人以上いたとされる女性たちは、その後、日本軍慰安婦として戦場に動員されていった。10・10空襲は沖縄戦の悲劇の始まりであつた。

「い、屋根の上に登つて見物した」などと
いう証言が多い。

100万発、軍用食糧米30万俵、など甚大であった。

ところが10・10空襲の後、沖縄の全島要塞化に拍車がかかる。「軍官民其生其死の一体化」方針のもと小学生から女性、老人まで根こそぎ動員で陣地構築が進められ、沖縄戦に突入していく。〈以下、割愛〉

(おきもと ひろし／「島ぐるみ
八重瀬の会」事務局長等)

軍事研究の新たな動き

—今年度「安全保障技術研究推進制度」採択結果—

小寺 隆幸

2021年度の防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」の採択結果が8月11日に発表された。今年の特徴は、大学からの応募、採択がわずかだが増加に転じたこととともに、大学発のベンチャーエンジニアリングが採択されていることである。詳しくは軍学共同対連絡会ニュース59号の池内了氏と井原聰氏の論考を参照してほしい。以下簡単にまとめておく。

▼大学からの応募が増加傾向

今年度の応募・採択状況を、5年間で

総額最大20億円という大規模研究（S課題）と、小規模研究（3年間で最大1億

2千万円のA課題、及び3年間で最大4千万円のC課題の合計）に分けて示す。

比較のため2015年度から今年度までの大規模・小規模を合わせた応募数を記載した。19年度は二次募集を行なったので、一次十二次と記す。（次頁の表参照）

15年度は小規模研究助成のみで総予算3億円でスタート。大学もこの制度の問題を認識しないまま応募を認めていた

が、大学内外からの批判を浴び、さらに17年3月に日本学術会議が「この制度には問題が多い」という声明を発したことでも18年度以降応募は激減した。しかし19年度の二次募集で筑波大が大学として初めて大規模研究に採択され、今回豊橋技術科学大が続いたことで、巨額の資金欲しさに応募する大学が今後増えかねない。

また岡山大は採択3回目、豊橋技術科学大と大分大は2回目であり、「常連」として大学当局と装備庁との間に太いパイプが作られていくことが懸念される。

なお17年度から大規模研究助成が始まっている予算が毎年100億円前後となつたことで企業の応募が急増した。それでも採択率は大学が高いのは、大学に軍事研究を浸透させる狙いがあるからだろう。

今年度大規模研究に採択された豊橋技術科学大学の研究は、「超強度ヘリコプター組織金属の特異な変形挙動のメカニズムの解説」で、耐衝撃緩衝材料に応用するための研究と考えられる。なお分担研究機関として一大学が参加している。

また大規模研究に採択されたナカシマプロペラの「海水中で使用する複合・金属材料の研究」の分担機関としても一大学が参加している。共に大学名は公表されていない。

小規模研究で採択された大学名とその研究の意味を簡単に記す。

岡山大学・次世代二次電池のための研究

宇都宮大学・熱伝導性を大幅に向上させ強度を確保したアルミ合金の開発

大分大学・不整地での移動を支援する生物を模倣したアシストスツールの開発

千葉工業大学・新しい固体燃料ロケット推進システムの提案と実証

このように、大学は基礎研究であり軍事研究ではないと強弁するが、どれも武器開発につながるものばかりである。

一部の国立研究機関

▼ベンチャーエンジニアリングの採択増加

大規模研究採択9件のうち7件は企業等であった。ベンチャーエンジニアリングのアイディア（高レジリエンス画像SLAM技術）、第三セクターの国際電気通信基礎技術研究所が2件（メタ認知能力訓練技術と体内精密情報の感知・制御システム開発）、

接合機構解明と特性評価」が採択された。

小規模研究には次の4機関が採択された。

理化学研究所・脳高次機能の解析

物質・材料研究機関・ガス燃焼過程の可視化技術

海上・港湾・航空技術研究所・ヘッドマウントディスプレイを用いた操船シミュレータの開発

量子科学技術研究機構・地下での長距離量子センシング技術

2015年度以降、採択が多いのは物・材料機関（大2、小13）、宇宙航空研究開発機構（大1、小8）、海洋機関（大3、小1）、理化研（大3、小1）で、軍事研究が常態化しつつある。

	今年度の応募・採択				応募数の推移(大規模研究は2017年度に新設)						
	大応	大採	小応	小採	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
大学	3	1	9	4	58	23	22	12	8+1	9	12
公的研究機関	8	1	22	4	22	11	27	12	15+18	40	30
企業等	24	7	25	6	29	10	55	49	34+25	71	49

東芝（自立航法技術）、日本電気（赤外線デバイス）、日立（電磁場計測技術）と前述したナカシマプロペラである。日立は19年度の大規模研究に2件採択されおり、常連となりつつある。

ベンチャー企業も多く採択された。大規模研究として採択されたアイヴィイスの研究はGPSを使わずに位置情報を得るための研究で、戦争勃発時に衛星が破壊されればGPSが使えなくなるので日本共同で軍事研究が進められている最先端の分野である。（株）AN森は地下埋蔵物の探査システムの開発研究で採択されたが、地雷探知に活用できる。これは静岡大学光創起イノベーション研究拠点発のベンチャー企業である。また（財）ファインセラミックスセンターは大容量電池の研究で採択されたが、これも様々な武器に応用できる。これは名古屋大学未来材料・システム研究所と中部財界が作った法人である。

今年から装備府の制度も中小企業技術革新研究プログラムの対象になり、中小企業が成果を事業化する際には様々な支援策が活用できることになったので今後ベンチャー企業の応募がさらに増えるだろう。しかも大学発ベンチャー企業が採択されれば、大学のOBだけではなく現役の研究者との接点も生まれる。母体となつた大学内で、このような動きに対す取り組みも考えていかねばならない。

東芝（自立航法技術）、日本電気（赤外線デバイス）、日立（電磁場計測技術）と前述したナカシマプロペラである。日立は19年度の大規模研究に2件採択されおり、常連となりつつある。

ベンチャー企業も多く採択された。大規模研究として採択されたアイヴィイスの研究はGPSを使わずに位置情報を得るための研究で、戦争勃発時に衛星が破壊されればGPSが使えなくなるので日本共同で軍事研究が進められている最先端の分野である。（株）AN森は地下埋蔵物の探査システムの開発研究で採択されたが、地雷探知に活用できる。これは静岡大学光創起イノベーション研究拠点発のベンチャー企業である。また（財）ファインセラミックスセンターは大容量電池の研究で採択されたが、これも様々な武器に応用できる。これは名古屋大学未来材料・システム研究所と中部財界が作った法人である。

今年から装備府の制度も中小企業技術革新研究プログラムの対象になり、中小企業が成果を事業化する際には様々な支援策が活用できることになったので今後ベンチャー企業の応募がさらに増えるだろう。しかも大学発ベンチャー企業が採択されれば、大学のOBだけではなく現役の研究者との接点も生まれる。母体となつた大学内で、このような動きに対す取り組みも考えていかねばならない。

▼最先端兵器開発のための研究を大学に担わせる「橋渡し研究」

池内了氏は今回の採択で目立ったテーマとして、①生体情報とデジタル技術の結合（国際電気通信研の2件、理研、大分大）、②電池の効率化（日立、岡山大、川崎重工）、③生物模倣（大分大、川崎重工）、④自律航法（東芝、東京計器、川崎重工）等をあげている。

この間防衛省はAIや量子計算などの

先端技術を活用した装備品開発に直結する応用研究で、大学や公的研究機関に協力を求める方針を掲げてきた。千葉紀和氏によれば防衛省が期待するのはAIを活用した水中無人機の自律化、複数の機体を協調して動かす群制御、水中光通信等である（千葉紀和『軍学共同』新たな段階へ～科学者の抵抗と防衛装備府の強行（『世界』20年4月号所収）。今年の採択課題にもそれが表れている。また群制御の研究は18、19年度に採択されている。

千葉氏も指摘するように、今後「橋渡し研究」が大学等でなされることは軍学共同が新たな段階に入ることを意味する。私たちは改めて日本学術会議声明をてこに、大学に委託研究を受けないよう迫つていかねばならない。

その声明に対し「世界はデュアルユースで、最先端の技術はいつでも軍事転用ができる。日本だけがアカデミアがこれはやつちやいけない、これはいいというのは非常に問題だ」と敵意をむき出しにしきたのが甘利明氏である。氏が自民党幹事長についたことで、日本学術会議攻撃もエスカレートしかねない。会員任命拒否を撤回させ、学術会議の改組に反対する鬭いもあわせて進めねばならない。10月1日、連絡会は新たな声明を発した。（ここで、たかゆき／軍学共同反対連絡会事務局長）

①防衛技術のシンクタンク機能強化、②安全保障技術研究推進制度（112億円）、③先進技術の橋渡し研究（9億円）。

今年度101億円だった推進制度の予算をさらに増やすとともに、「革新的・萌芽的な技術を装備化につなげるための橋渡し研究」の予算も大幅に増やした。推進制度に採択され成果を出した「基礎研究」を兵器へと実用化する研究は防衛省の装備研究所が行っているが、「死の谷」と言われるよう容易ではない。そこで

知事等の護国神社公務参拝全国アンケート調査

小畠太作

なつた次第である。

●はじめに—経緯

山口県知事等による山口県護国神社公務参拝という明らかな憲法違反の行為の継続と、その解決への取り組みについては、以前本誌No.421でも報告した。その中で、2019年に山口県庁自身が示したのが、自らを含む中国5県の全ての知事あるいは幹部職員が各県にある護国神社に公務参拝をしているという調査結果であった。当然、それは山口県知事等の行為の正当性の根拠に加えられた。

では全国における現状はどうなっているのか。また、関心の低い山口県内での活動の新たな展開のためにも全国調査をと考えた。そして偶々、21年度から委員長を引き受けた「靖国・天皇制問題情報センター」運営委員会に投げかけて審議した結果、本アンケート調査を実施すること

●靖国・天皇制問題情報センターとは

靖国・天皇制問題情報センターは現在、新聞報道にある通り日本最大のプロテスタンント教派（仏教という宗派）である日本基督教団の関係者による任意団体である。毎月発行する同名の「通信」が主な活動であり、その購読料で運営され、事務局は東京新宿区西早稲田にある日本キリスト教会館内にある。元々は、教団の正式な一機関であり、その発端は靖国神社の国家護持法案成立阻止運動に遡る。しかし、2003年に廃止され有志団体となつた。背後についたのは一言で言えば政教分離問題への関心の低迷である。

●アンケート調査について

調査結果を記す前に、いつくか記

しておく。

一つは、回答拒否が6県に及んでいることである。しかしその実態は、当方が粘り強く回答を求めた結果この拒否数なのであって、繰り返しの電話催促などを行わなければ、放置され実質回答拒否の県数はこの数倍になつたと思われる。推察であるが、

参拝の有無に関わらず各県には扱いを表に出したくない何かがあると思われる。実際、回答拒否中の1県は、一旦「出席していない」との回答をしながらも、後日、その回答を破棄し拒否とすることを通知してきている。もつとも、靖国・天皇制問題情報センターが、HPもない、行政側ではよく分からぬ団体だというこ

とは分析時の考慮に入れなくてはならない。

回答数(40道府県、神奈川県含む)、回答拒否(6県)。

【設問】

(1) 過去5年間(2016~2020年度)、護国神社の例大祭に、知事または職員が公務として出席しましたか。年度別春・秋別に、全てご回答下さい。(一度でも)出席の場

も2県は、国会議員等の靖国神社「公式」参拝よろしく実際は公人として動きながら私人と偽ることで、また少なくとも1県は、実際は繋がつている祭事から公務参拝の部分だけ護国神社の主催を外すことでの出席の回答を回避している。また、少なくとも回答拒否中の1県は参拝している。

最後に、護国神社は47都道府県中、東京都と神奈川県にはないが、この度の調査では当方のミスで神奈川県には送付してしまい、しかし回答してくれていることを付言する。

合255に、出席されていない場合は6にご回答下さい。(2)出席の依頼がありましたか。あれば依頼者または団体名をできるだけ全て記して下さい。(3)祭事において、どのような振る舞いをなさいましたか。

(例・玉串挙げ、真榊奉納)。(4)

護国神社への往復の交通はどの様になさいましたか。(例・公用車)。(5)

出席することについて、参拝(宗教儀礼への参加)というご認識はありますか。ない場合は、その理由を記して下さい。(6)出席の依頼がありましたか。あれば依頼者(団体)名をできるだけ全てと、辞退された理由について記して下さい。

【調査方法】

①2021年5月14日付で依頼状・アンケート用紙を切手貼付返信封筒を同封して回答期限を6月末日として知事宛に郵送にて依頼。②同年7月1日付で未回答の道府県に再度の依頼と回答拒否の場合はその旨の連絡を依頼。③同年7月中旬より、未応答の道府県に電話催促開始。9月3日の徳島県からの回答拒否連絡を以つて調査終了。

【調査結果】

○一度以上出席した(7県)～富山、

石川、静岡、鳥取、島根、広島、山口。いずれも「出席」は、「社会的儀礼」であり、「宗教的儀礼」ではないとしている。
○回答拒否(6県)～宮城、山梨、奈良、和歌山、高知、徳島。
○一度も出席していない(33道府県)～前記外の道府県。山形、大阪、岡山、福岡、大分が、「政教分離の観点から」「政教分離違反のため」などと回答。

●分析

靖国・天皇制問題情報センターは、以上の調査結果を以つて憲法学者2名からの分析とコメントを得た。

高知大学教員・岡田健一郎氏は、少なくとも7県が今以つて参拝行為を継続していることに驚きを表明しつつも、それを「正直」に回答して知事宛に郵送にて依頼。②同年7月1日付で未回答の道府県に再度の依頼と回答拒否の場合はその旨の連絡を依頼。③同年7月中旬より、未応答の道府県に電話催促開始。9月3日の徳島県からの回答拒否連絡を以つて調査終了。

九州大学名誉教授・横田耕一氏は、詳細に、①当該施設・行事は宗教的施設・行事であるか、②公務員の関

与は公的関与であるか、③関与行為は宗教的行為であるか、に該当するかから分析をはじめ、更には、該当するとしても、そこには止むを得ないに相当する「違法性を阻却する理由」があるかの分析を経て、違憲行為であると言わざるを得ないとしている。

●おわりに

アンケート調査結果は、それ以前から関心を示し、また協力も得てきました信濃毎日新聞が、当方の調査がほぼ纏まりつつある段階で、8月30日付朝刊の第一面で報じた。そしてこれを受けて、共同通信社が同日に記者会見し、また朝日新聞本社が当方への電話取材を経て、そして調査の最終結果を以つて、9月15日付朝刊で全国に報じた。さらにこの報道を受け、この原稿を書いている10月5日付の朝日新聞「声」の欄に、81歳の方が、政教分離違反に当たり参拝しないで欲しい、と投書していることにも驚きを表明した。なぜならば、それは過去の政教分離訴訟の判決が全くと言っていいほど理解されていないことの表明でもあるからである。これは「法治国家として

一方で、朝日新聞山口版は、全國版が報じた翌日の9月16日付に、全国版では割愛された当方のコメントも含めたweb版のほぼ全文を掲載

したが、憲法学者による違憲とのコメントの代わりに知事の正当化のコメントを入れ、更には同一紙面において下関市立中学校による地元神社の「御田植祭」への恒例参加を報じた。まさに当方の「政教分離、理解されていない」との懸念のコメントを改めて覚えるを得なかつた。下関市教育委員会に、事実確認と政教分離違反についての見解を求める質問書を出したところである。

政教分離原則が、平和憲法と言われる現行憲法に盛り込まれた意義は、かつての侵略戦争を反省し、繰り返さないためであるが、知事等による護国神社への公務参拝が繰り返されている事実、またここそこにあり統治するべき公と神道との癒着は、さらにより様は、とどのつまりは侵略戦争に対する反省が不十分であることを表しているのではないか。

靖国・天皇制問題情報センターは、本調査の目的に向けてまた動き始めます。参加下さる方は、taisaku@mac.comに。

(おばた たいさく／「靖国・天皇制問題情報センター」運営委員長)

トルーマン米政権、対日原爆使用の謎（1）

哲野イサク

今年も8月に原爆記念日を迎えた。

76年目となる。ここに一つの大きな謎がある。原爆投下後76年も経つのに、トルーマン米政権の原爆使用に関する政策意図がいまだにはつきりしていらないという点だ。一番ポピュラーで多くの人が信じているその政策意図は、対日戦争終結のため、ということだろう。しかし、今は公開されている、当時トルーマン政権内部の同時進行資料にあたって見ると、「対日戦争終結のため」という政策意図は、必ずしもそれら同時進行資料と整合しない。ここに謎が生じる理由がある。

なお当時の同時進行資料をあたつていくと、原爆が政治的文脈の中で扱われていると必ず「使用」(use)

という言葉が使われ、軍事的文脈の中では扱われる時は「投下」(dropなど)という言葉が使われている。この使い分けはかなり厳密で、同時進

行資料を読み慣れていくと、「使用」、「投下」の使い分けで、文書が政治的意味合いなのか、軍事的意味合い

のか見分けがつくほどである。当時トルーマン政権内部の要人で、原爆開発計画（マンハッタン計画）に直接関係しながら、この使い分けが

厳密でない人間が一人だけいた。ほかならぬハリー・S・トルーマンその人である。後に触れる機会があると思うが、トルーマンにとって原爆とは規模の大きい最新破壊兵器でしかなかった。原爆を政治的文脈の中で考えることができなかつたのである。トルーマンは最後の最後まで、原爆のもつ文明史的意義を理解しなかつた。

この記事は、原爆のもつ政策的意図を問うものである。従つて「原爆の使用」を主として問題とし、「原爆の投下」は付属的テーマである。記事の表題も「対日原爆使用の謎」である。

●未だに定説の定まらぬ

原爆使用の意図

戦後3四半世紀以上もたつのに、トルーマン政権原爆使用の政策意図について歴史的定説が定まっている。これだけ歴史的大事件でありながら不思議なことである。

もともと一般に流布している説は、「対日戦争の終結を目的とした」といふものである。これを「戦争終結論」または単に「終結論」としておこう。

●「もしも原爆を使用しなかつたら」

「原爆使用正当論」は、1946年には早くもアメリカの論壇に現れる。代表的には、カール・テーラー・コンプトン（マサチューセッツ工科大学MIT学長）による「もしも原爆を使用しなかつたら」と題する論文であろう。コンプトンは、この論文の中で、「当時日本はすでに戦闘能力を失っていたから戦争終結には原爆の使用は必要なかつた」という論者がいるとすれば、それは『後の祭

でき、100万人将兵の人命が救われた、とする。100万人という数字はその時々の主張の仕方で異なっているが、要するにその主張は、日本本土決戦で失われる米軍将兵、日本軍将兵の生命や日本人市民の生命を含め、失われたかも知れない夥しい生命が救われた、とする。

り戦略家である。実際には狂信的な

天皇制軍国主義者どもが死にもの狂いで抵抗したであろう。私はもし原爆を使用しなかつたら数百万人のアメリカ人将兵と日本人の命が失われたと信じている。』と述べている。

またコンプトンは、原爆は残酷な兵器であるとする議論に対して、「東京に対しては2回の焼夷弾戦略爆撃が行われた。1回目の死者は約12万5千人だった。2回目は10万人である。広島原爆の死者は約8万人だった。長崎原爆は約4万人だった。焼夷弾爆撃に比べて原爆が非人道的だとはいえない。』と反論している(しかしこれは反論になつていない。なぜなつていいのかについてはまた触れる機会もあるう)。

● 1947年の「原爆使用の決断」

1947年には「原爆使用正当論」の決定版ともいえるヘンリー・スティムソン名の「原爆使用の決断」が2月号のハーバーズ・マガジンに公表される。スティムソンは45年8月時点での陸軍長官であり、核開発計画(マンハッタン計画)の政権最高責任者だった。それ以上にスティム

ソンの名前は人道主義者、リベラル派のイメージと重なつておき社会的にも政治的にも信用があつた。」の記事は、すぐにワシントン・ポスト、ニューヨーク・タイムズ、ニューヨーク・ヘラルド・トリビューンなどが取り上げ、大手マスコミ(当時は新聞とラジオである)を通じて瞬く間にアメリカ社会に広められた。

「原爆使用の決断」は、原爆開発のいきさつに触れた後に、「暫定委員会の、最初のそして最大の問題は、原爆を日本に対して使用すべきかどうか」という問題であり、また使用者とのすれば、どのような形で使用すべきか、だつた。』と述べ、45年「6月1日の暫定委員会で、特別な警告なしに日本に対して使用することを(大統領に)勧告することにした。

それは原爆の破壊的な力を明確にするためでもあつた。』とし、「その他の方法は、日本の速やかな降伏をかちとるには、主要な危険性があつた、というのが委員会の一一致した意見だつた。デモンストレーションなどの見解もあつたが、われわれは直接の軍事的使用以外に、この目的のための代替案を見いだせなかつた。』と主張して、原爆の使用は正しい政

治的決断だつた、としている。

「暫定委員会(the Interim Committee)」とはいつたいなんぞや、

このシリーズ記事で最も重要な同時進行資料をその議事録(概要議事録)に残してくれているので、最重要アーリーマン政権内部におけるアメリカ核開発の最高意思決定機関だつた、

とのみしておく。もちろん当時秘密委員会であり、委員長はヘンリー・スティムソンである。

「原爆使用の決断」は、スティムソン署名論文とはなつてゐるが、エグゼクティブ・インテリジェンス・レビューに掲載されたスチューリーベンは、広島に原爆を投下したか」という記事(1942年3月12日付け"Executive Intelligence Review": "How Henry Stimson Bombed Hiroshima, and Nagasaki too" by Stu Rose nblatt)によると、「実際にはグ

ループで書かれた。ハーバード大学学長のジェームズ・コナント、ハーベイ・バンディとその息子であるマクジョージ、マンハッタン計画の責

任者・レズリー・グローブズ将軍、暫定委員会のメンバーでもあつたゴーデン・アーネッソン、それから

前ニューヨーク連邦準備制度・理事長で暫定委員会のメンバーでもあつたジョージ・ハリソンである。』とのことである。

● 「オール暫定委員会」渾身のプロパガンダ

ハーバード大学学長のコナントは

当時MIT学長のコンプトン(前出)と共に暫定委員会のメンバー、ハーベイ・バンディはスティムソン陸軍長官の補佐であり、暫定委員会メンバーではないものの、常に委員会に招聘参加者として出席していた。マクジョージはハーベイ・バンディ自慢の4人の息子の末弟で、この時まだ30歳前。才子として知られ、恐らく実際の執筆はマクジョージであろう。のちにケネディ政権の時に国際安全保障担当の顧問をつとめ、ベトナム戦争にも深く関わつた。世界銀行総裁も務めている。グローブズはマンハッタン計画の軍側最高責任者である。准將に過ぎなかつたグローブズを任命したのはスティムソンである。グローブズは陸軍参謀総長の

ジョージ・マーシャルと共に軍事顧問団のメンバーとして暫定委員会会合の常連メンバーである。

ゴードン・アーネツソンは当時陸軍中尉に過ぎなかつたが、一貫して

暫定委員会の書記役を務めている。

今日私たちは暫定委員会の議事録を読むことができるが、それはアーネツソンの丁寧な仕事のおかげである。

広島原爆投下が間近に迫つた45年7月下旬、スティムソンは原爆投下時に行う大統領声明への署名を取るために、当時ベルリン郊外のポツダムにいたトルーマンのもとにクリエイエスティムソンの信頼が厚かつたものと見える。スティムソンはもともと東部金融資本の利益のために働く弁護士、法律家だった。その利益を実現するためには政界入りし、有能な行政家となつて出世した。その東部金融資本の代表的人物の一人が、ジョージ・ハリソンである。ハリソンの本業は金融家であり、ニューヨーク生命保険会社の社長、ニューヨーク連銀の理事長も務めている。暫定委では、留守勝ちなスティムソンに代わってしばしば委員長代行を務めている。

「原爆使用の決断」は後にすぐアメリカの世論、歴代米政権の公式見解となつていくのだが、こうしてみると執筆グループは「オール暫定委員会」であることがわかる。ここで大きな問題が生ずる。

● 同時進行資料との矛盾

暫定委員会の使命は、「原爆使用の決断」が指摘するように「最初の

そして最大の問題は、原爆を日本に對して使用すべきかどうか、という問題であつたか？ それとも19

45年5月9日暫定委員会第1回会合時、委員長のスティムソンが冒頭

挨拶したとおり、「(委員会の目的と機能について) この問題（原子力エネルギー問題）全体に関する、戦時

の一時的な統御、後の公式発表について研究・報告し、また戦後における研究・開発、統御問題に関する（大統領への）勧告及び調査、またこれらの目的に沿つた法制化について調

査・勧告することである。この委員会は、現在時点の事実に鑑み、暫定委員会 (Interim Committee) と命名されるが、適切な時期に、議会が（原子力エネルギーの）全体分野において、その統御、規制、管理監

督をなす恒久組織を設立するだらうからである。」ではなかつたか？

つまり、暫定委員会は、対日戦争を見据えていたのではなく、戦後の核

（原子力）エネルギー全体の統御と管

理、発展と規制の在り方を考えてい

たのではなかつたか？ そのステイムソンの言葉通り、46年には原子力法（いわゆるマクマホン法）が成立

し、議会によつて「その統御、規制、

管轄監督をなす恒久組織」が成立す

る。それがアメリカ原子力委員会 (AEC) である。暫定委員会の「暫定」はAEC成立までの「暫定」という意味なのではなかつたか？ また「使

用の決断」が指摘するように、45年

6月1日の暫定委員会で、特別な

警告なしに日本に対して使用するこ

とを（大統領に）勧告することにした。

それは原爆の破壊的な力を明確にす

るために政界入りし、有能な行政家となつて出世した。その東部金融資本の代表的人物の一人が、ジョージ・ハリソンである。ハリソンの本業は金融家であり、ニューヨーク生命保険会社の社長、ニューヨーク連銀の理事長も務めている。暫定委では、留守勝ちなスティムソンに代わってしばしば委員長代行を務めている。

● 世の中に定着する 「戦争終結論」

らトルーマン政権内部の原爆に関する議論（それは核エネルギー全般にわたる内容だつた）は、すべて秘密であり、一般大衆が、これら当代一流の、しかも原爆に関する政策決定見据えていたのではなく、戦後の核爆の使用は対日戦争終結のため」とするプロバガンダが少なくともアメリカを中心とする西側社会に定着していく。日本でも原爆投下は対日戦争終結のため、という見方がほぼ定着してしまつてゐる、といつて過言ではない。「原爆投下不必要論」が争終結のため、という見方がほぼ定着してしまつてゐる、といつて過言ではない。「原爆投下不必要論」があるではないか、という人があるのはあるかも知れない。しかしその論理もあるのではないか、という人があるのはあるかも知れない。しかしその論理も、暗黙に「原爆の使用は対日戦争終結のため」という肝心要を認めてしまつてゐる点では、「戦争終結論」の一種、「原爆使用正当論」の重流でしかない。

それでは、「トルーマン政権対日原爆使用」の政策意図はなんだつたのか？ それを次回以降見ていくことにする。

『チスル』

オ・ミヨル監督

評者 鈴木右文

「チスル」(二〇一四)は、濟州島四・三事件での虐殺を描いた韓国の白黒作品。

大戦後の米ソによる南北分割占領下、南単独の選挙に反対する住民の武装蜂起が濟州島で一九四八年四月三日に発生、その後七年に亘り、米軍がバックの韓国軍と警察等が、一定の地域に留まる住民三万人を虐殺したと言われる。

濟州島がアカの巣窟と見なされたわけだが、殺された住民の多くは無関係だった。抵抗しなくとも殺戮され家には火を放たれ、逃げる住民は必死だが、老若男女関係なく次々と殺されていった。映画は、食べるものにも困りながら逃げる島民と、それを追う兵士の様子を交互に描く。兵士も無感情に殺す者、女性を犯すなど非道を行う者、同じ民族への殺戮のひどさに上官を殺す者など、様々である。

濟州島は歴史的に流刑地にもなつ

【夏季カンパ御礼】

▼この6月下旬から9月末の時期、皆さまにお願いしていました〈創刊40周年・夏季カンパ〉、275名の方々から85万円余をお寄せいただきました。お礼かたがた、ご報告申し上げます。有難うございました。

『編集後記』

▼例年より厳しい暑さが長びきましたが、今年もようやく秋の風を感じる季節になりました。昼間はまだ残暑のようなしつこい暑さを感じますが、夜はあつという間に涼しさがあたりを支配します。皆さまにはいかがお過ごしでしょうか？

新型コロナも感染拡大がようやく

下火となり、緊急事態宣言も解除され、少し気分が軽くなるような雰囲気です。下火となつたこの機会こそ、異例のヒットだつたとのこと。

チスルとは濟州島方言でじやがいのこと。映画で描かれる一団の島民が逃亡中に口にしたのがじやがいもだつた。今夜はジャケット・ポテトで済まそうかな……。

(すずき ゆうぶん／九州大学言語文化研究院教員)

ての中小企業、農業者、飲食業者、関連業者、芸術家、エンタテナーなどへの救済措置を公助として政府は即刻実行し、生活再建できるよう援助すべきです。「口先だけ」の「支援策」で誤魔化すことは許されません。

新内閣が第一になすべきは、国民の命と生活を守るために、コロナ禍で混乱をきたした医療態勢を立て直し、医療関係者への支援を手厚くし、必要な医療を 국민にきちんと提供できる体制を整備することでしょう。

同時に国民の暮らしを支える経済的・財政的支援を圧倒的に強めることです。岸田新政権は、まずは安倍・菅政権の朴撲なコロナ対策への審判が、次の総選挙で下されることを肝に銘じるべきです。
(編集部N)

反戦情報編集部(代表:永田信男)

〒753-0212 山口市下小鶴2836-9

(T/F) 083-929-3674

山口連絡所

(T/E) 083-902-3030

郵便振替口座

01520-5-12786

加入者名 反戦情報

銀行口座

福岡銀行箱崎支店

普通預金 2012672

加入者名 永田信男
E-mail:nagatanobuo@gmail.com

「新自由主義の見直し」を言うならコロナ禍のなかで経済的・財政的に打撃を受けたすべての国民、すべ

反戦情報

2021 · 9 · 15 No.444

2001年2月9日第3種郵便物認可 第444号
2021年3月15日施行（郵便（3月15日施行）

1 / 反映情况 2021.9.15

バックナンバー紹介

2021 · 8 · 15 No.443

2001年2月9日第3種郵便物認可 第443
2021年2月15日施行 (料金1円15日均行)

反假標誌 2021.8.15 86/44

反戰情報

2021 · 7 · 15 No.44

2001年2月15日第3種郵便物認可 第442号
2021年2月15日発行（毎月1回15日発行）

東京・4度目「緊急事態」、でも五輪は強行									
		開会式		閉会式		開幕式		閉幕式	
会場	開幕式	閉幕式	開会式	閉会式	開幕式	閉幕式	開幕式	閉幕式	開会式
アーバン	新宿	佐川	麻績	PCR	新規陽性者	新規感染者	新規感染者	新規感染者	新規感染者
アーバン	新宿	新宿	渋谷	渋谷	新宿	渋谷	新宿	渋谷	新宿
東京	28%	34%	39%	35%	5.8%	30%	62%	62%	62%
沖縄	42%	38%	53%	54%	4.3%	27%	45%	45%	45%
奄美	20%	20%	20%	13%	16%	34%	11%	15%	15%

1 次數統計 2021/7/12 16:44:2

反戦情報

2021・6・15 No.441 (創刊40周年記念号)

2020年2月9日第3種郵便物認可 第441号
2021年6月15日施行（郵便局発行日付）

卷之三

反戦情報

2021 · 5 · 15 No.440

2001年2月9日第3種郵便物認可 第44
2001年5月15日施行 (毎月1回15日発行)

— 10 —

反戦情報

2021 · 4 · 15 No.43

2021年2月9日第3種郵便物識別號第435号
2021年4月15日施行《每月1回15日施行》